災害時における飲料の提供協力に関する協定書

大崎市病院事業（以下「病院事業」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「設置事業者」という。）とは，大崎市において震度５強以上の地震，風水害その他により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　病院事業は，災害時において飲料の提供が必要となるときは，設置事業者に対し，次の事項について協力を要請することができる。

(１)　設置事業者が設置した災害対応自動販売機内の飲料の無償提供

(２)　病院事業が指定した物流拠点における飲料の提供

（要請手続）

第２条　病院事業は，前条第２号により飲料の提供を受けようとするときは，設置事業者に対し，次の各号に掲げる事項を明示の上，電話等により要請し，事後速やかに文書を提出するものとする。

(１)　要請する理由

(２)　要請する飲料の品目及び数量

(３)　要請する期間

(４)　提供を要請する場所

(５)　その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　設置事業者は，病院事業から要請を受けたときは，特別な理由がない限り，他の業務に優先して病院事業に協力するものとする。

（報告）

第４条　設置事業者は，協力を実施したときは，病院事業に対し，次の各号に掲げる事項を電話等により報告し，事後速やかに文書を提出するものとする。

(１)　提供した飲料の品目，及び数量

(２)　提供した期間

(３)　提供した場所

(４)　その他必要な事項

（費用の請求及び価格の決定）

第５条　設置事業者は，前条に規定する文書を提出後，病院事業の承諾を得て協力に要した費用を請求するものとする。

２　設置事業者が提供した飲料の価格は，災害時直前における適正価格を基準とし，病院事業，設置事業者協議の上で決定するものとする。

（支援体制の整備）

第６条　設置事業者は，災害時における円滑な対応を図るため，社内及びグループ各社と広域応援態勢ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　本協定における連絡責任者は，病院事業においては大崎市病院経営管理部総務課，設置事業者においては　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

（資料交換）

第８条　病院事業及び設置事業者は，本協定が円滑に運用されるよう資料の交換を行うものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は，令和６年１０月１日から令和１１年９月３０日までとする。

（協議）

第１０条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は，病院事業，設置事業者互いに誠意をもって協議し，これを解決するものとする。

本協定の証として本書２通を作成し，病院事業，設置事業者記名捺印の上，それぞれ１通を保有する。

　令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　病院事業　　宮城県大崎市古川穂波三丁目８番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大崎市病院事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　並　木　健　二

　　　　　　　　　　　　　設置事業者